

令和8年度 新潟市主催

マンション 管理セミナー

参加費
無料

昨年は、マンション関連法が改正施行され、本年4月より
区分所有法が改正施行されました。

本セミナーでは、管理組合をはじめとする分譲マンションの
区分所有者に向けて、これらの法改正を背景に、マンション
管理の進め方に関する基礎的な情報を提供します。

また、管理組合同士の相互交流の場として、テーマごとに
分かれた意見交換会を開催予定です。

お住まいのマンションの管理を見直す機会として、
ぜひご参加ください。

11/3 (火・祝)

会場

クロスパルにいがた

(新潟市中央区礎町通3ノ町2086番地)

■主催:新潟市

■共催:公益財団法人 マンション管理センター

■後援:国土交通省、住宅金融支援機構、一般社団法人 新潟県マンション管理士会

第1部 セミナー

申込不要
定員150名

13:00-15:20

4階 映像ホール

▶ 新潟市マンション管理適正化推進計画と
関連制度について

新潟市 建築部 住環境政策課

▶ 管理組合運営の基礎について ～相談事例から～

▶ 長期修繕計画・大規模修繕について ～相談事例から～
公益財団法人 マンション管理センター

▶ 区分所有法・標準管理規約の改正を踏まえた
今後のマンション管理について

一般社団法人 新潟県マンション管理士会

第2部 意見交換会

要申込
裏面をご参照ください

15:30-16:30

4階 講座室

▶ 対象:マンションの区分所有者

▶ 先着 50 名

▶ 管理組合等の申込み状況に応じて、
グループ分けを予定(最大3グループ程度を想定)

▶ 申込方法・申込先:チラシ裏面に記載

お問い合わせ

新潟市 建築部
住環境政策課 企画係
TEL:025-226-2815

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階
FAX:025-229-5190 Eメール:jukankyo@city.niigata.lg.jp

第2部

意見交換会 参加申込書

(申込先は下記)

■ 申込方法: 下記を記載の上FAX/郵送/Eメールにて送付 または 上記二次元コードよりWEB申込

■ 申込先: 新潟市建築部 住環境政策課 企画係

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

FAX: 025-229-5190 メール: jukankyo@city.niigata.lg.jp

■ 申込〆切: 令和8年10月9日(金)まで

お申し込みはこちらから
新潟市電子申請システム
e-NIIGATAへ



〆切
10/9
(金)

※申込み完了後に、意見交換会のグループや詳細な会場等の通知を各管理組合宛てにご案内します。郵送が不可の場合はメールアドレスをご記入ください。
(10月中旬予定)

マンション管理組合名・建物名		
出席者氏名 ※会場の都合上 1組合につき2名まで	フリガナ(代表者) 氏名(代表者)	フリガナ 氏名
電話番号		
代表者メールアドレス (郵送が可能な場合は、任意)		
マンション概要	住戸数: _____ 戸 築年数: 築 _____ 年 管理形態 : ☐ 管理委託 ☐ 一部委託 ☐ 自主管理	
意見交換したい内容	☐ 管理組合の運営 ☐ 日常的な管理 ☐ 住民間のトラブル ☐ 管理会社対応 ☐ 大規模修繕工事 ☐ 長期修繕計画・修繕積立金 ☐ 耐震改修・建替え ☐ 管理計画認定・税制 ☐ その他 ※時間の都合上、当日とりあげる内容を事務局で事前に精査しますので、ご承知おください。 ▼下記に具体的な内容をご記載ください	

会場・交通手段のご案内

■ 電車・バス・徒歩

電車をご利用の場合は、JR「新潟駅」で下車、各バス路線にて「新潟駅」バス停より乗車し、「礎町」または「本町」バス停で下車してください。

バスのみご利用の場合は、各路線「礎町」または「本町」バス停で下車してください。各バス停より徒歩3～5分程度です。

新潟駅から直接お越しの場合は、徒歩20分程度です。

■ 自家用車

右図のとおりご来場ください。(一方通行の箇所にご注意ください。)

駐車場は台数に限りがございます。近隣の駐車場(有料)をご利用ください。



マンション管理計画認定制度の受付を行っています

マンション管理計画の認定の内容

✓ 管理組合の運営、管理規約、管理組合の経理、長期修繕計画などに関する法令で定められた基準があります

➡ 適切な管理が行われているマンションは、その管理計画が一定の基準を満たす場合に、

地方公共団体から“適切な管理計画を持つマンション”として認定を受けることができます

※認定申請前に、マンションの管理の専門家である(公財)マンション管理センターによる「事前確認」を受ける必要があります



マンション管理計画認定
(新潟市ホームページ)